

令和6年 4月

南小学校 教職員校内ルールについて

本校では、安全かつ児童が安心して過ごすことのできる学校、保護者や地域の皆様から信頼される学校を目指して、コンプライアンス（法令遵守）の見地から校内ルールを定めています。

保護者の方に関連があるものについて、以下のとおりお知らせいたします。ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

個人情報	・職員室外に持ち出さない。
SNS	・児童、保護者、職員等の写真や動画等をSNSにアップしない。
携帯電話等	・教室内には原則持ち込まない。 ・児童、保護者との電話番号、メールアドレス、LINE等のやりとりはしない。
保護者連絡	・電話連絡は、学校の固定電話から行き、個人の携帯電話は使用しない。 ・忘れ物などの理由で児童が学校の電話を借りて連絡することは、しない。
児童のけが等	・担任と養護教諭が連携して対応する。 特に首から上（頭、歯など）のけがの場合は、必ず養護教諭が確認し、原則、担任が保護者へ連絡する。
児童の下校・送迎	・下校が予定時刻から遅れる場合は、職員室に連絡する。 個別の場合は必ず保護者に連絡を入れる。 ・職員は、自家用車による児童送迎はしない。 ・下校時刻以降の教室等での児童預かりは原則受けない。

その他（お願い）

- ・欠席連絡は、8:15までに「まなびポケット」出欠連絡（または電話）にてお願いします。
- ・担任への連絡は、連絡帳を使ってお願いします。
- ・車で正門から職員駐車場へ入る際には、最徐行でお願いします。
給食室前のアスファルトは、給食運搬車およびバスが出入りするため駐停車禁止です。
- ・8時15分より児童の活動が始まります。8:00前後の登校をお願いします。
- ・ご用件があって校舎内に入られる際は、必ず職員室に一声かけてください。
- ・学校の電話は、原則として7:30以前、18:30以降は自動応答メッセージになっています。
ご協力ください。

令和6年 4月
津山市立南小学校

個人情報の取り扱いについて(お願い)

本校では教育活動上、名簿の作成や配付・お便りでの活動紹介をする場合があります。個人情報については、細心の注意を払って取り扱います。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、学校より配付された情報等につきましては、不特定の人の目に触れないよう、ご家庭での取り扱いに充分ご注意ください。

児童や保護者の個人情報の収集・公開に差し障りがある場合は、担任までお知らせください。ご連絡のない場合、承諾いただいたものとして取り扱わせていただきます。

記

1 個人情報の内容並びに公開の範囲

(1) 学校から保護者宛に出す「学校便り」・「学級通信」・「保健便り」
「ホームページ」・PTA広報誌「かんなび」等に掲載される情報

◇作品の氏名・各種表彰の氏名、運動の記録

◇学校行事・活動の写真

◇図画・書写・文章の作品名・氏名・学年、等

校内及び地域の人々に配布される場合があります。

(2) 外部団体の発信する情報

◇各社新聞・各社テレビ・市広報紙・その他団体（教育活動に関わり教育委員会や校長が認めた団体）の扱う情報等、広く地域の人々に発信されます。

2 同意の有効期間

この同意は、令和7年3月31日まで有効とします。

3 その他

校長が必要と判断する事項が生じた場合、その内容について改めて文書または電話で関係保護者に同意(承諾)を得ます。

津山市立南小学校 いじめ問題対策基本方針

令和6(2024)年

めざす子ども像

たくましく伸びる子の育成 ・かんがえる子 ・やさしい子 ・明るく元気な子

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を深め、教職員の資質能力を向上させる。
- ・いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る。
- ・未然防止に向けた児童の「生きる力(児童の自治力)の育成」として、縦割り班活動等を通して、人とよりよく関わる力を身につけさせる。
- ・早期発見のために年に2回アンケートを実施し、教育相談週間を有効に活用する。また、得られた情報は教職員間で共有する。

<重点となる取組>

- ・人権集会での取組(学校行事)や学級活動を通して、いじめを許さず、互いを大切にする意識の高揚を図る。
- ・いじめや人間関係アンケートを行い、児童理解を深めていじめの早期発見に努める。
- ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての児童に対して情報モラルに関する授業を計画的に実施する。

<p>保護者・地域との連携</p> <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・懇談会や学級PTA活動、家庭訪問等の機会を利用していじめ解消について啓発を行い、本校の指導方針やいじめの実態等を伝える。 ・保護者との連絡を密にして、いじめ解消に向けての指導へ理解・協力を得る。 ・保護者からの相談を受けたり情報の提供を受けたりしやすい雰囲気作りに努める。 ・学校運営協議会、児童民生委員、見守り隊なども連携し、児童の学校外での生活に関する情報提供や評価、指導助言を受ける。 ・保、幼、中との連携を図り、情報を共有して未然防止につなげる。 	<p><対策委員会の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づく取組の計画・実施・検証・修正。 相談窓口となり、発生したいじめの事案への対応をする。 <対策委員会の開催時期> ・必要に応じて随時開催する。 <p><対策委員会の内容の教職員への伝達></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全教職員に速やかに周知する。 <p><構成メンバー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内 <ul style="list-style-type: none"> 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター ・校外 <ul style="list-style-type: none"> PTA会長・学校運営協議会委員 	<p>関係機関等との連携</p> <p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・津山市いじめ問題対策連絡協議会 ・児童相談所 ・生活安全課 ・子育て相談室 ・SSW ・青少年サポートセンター ・ネットパトロール事業 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止 ・教育相談 ・ケース会議 ・SOS相談窓口 ・ネット書き込みの監視 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭、生徒指導主事
---	---	--

学校が実施する取組

① いじめの未然防止	<p>(児童が主体となった活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級内での自治活動と望ましい人間関係づくり、支え合う風土、一人一役の活躍の場の設定 ・各種行事(遠足・運動会・スタンプラリー・なかよし遊び・なかよし掃除など)を通した異学年交流 ・集会、委員会活動を通して児童が企画運営を進める活動 ・ボランティア活動や自然体験活動 <p>(教職員が主体となった活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己有用感を育む授業づくり(話し合い活動・自分の考えをまとめ表現する活動の重視)と落ち着いて学習するための規律の定着 ・児童の人権意識、規範意識、仲間意識、ソーシャルスキル、ネットモラルスキルを向上させるための道徳・特別活動・総合の授業 ・会議での情報共有と、校内研修でのいじめに対する認識、指導力の向上(ネットいじめ、カウンセリングやストレスマネジメント、発達障害、性同一性障害など) (家庭への啓発) ・PTA活動の「親育ち応援学習プログラム」等を通して、いじめや相手を尊重する気持ちの育成について等の研修を行う。
② いじめの早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級の人間関係や個人の抱える問題を把握するための年3回(各学期1回ずつ)のアンケートと年1回以上の個人面談実施(相談体制の確立) ・年2回の教育相談日を設定する。また、すべての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく関わりながら、児童がいつでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・会議や会話の中で頻繁に児童についての情報共有を行う。 (家庭との連携) ・学期1回の教育相談日を設定し実施する。保護者と細やかに連絡をとり、気になることは素早く学校に相談できるようにする。
③ いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・事案と疑われる行為は、どんな小さなことでも、当該教職員がいじめ対策委員に報告し、委員で迅速に情報を共有する。 ・事案発生と認められた場合は、早急にいじめ問題対策委員会を開き、具体的な指導・対応方策について話し合う。 ・被害児童、知らせた児童、加害児童同士を安易に話し合わせることをないようにし、個別対応を原則とする。 ・複数教職員、関係機関職員が対応・指導に当たる。 ・特に被害児童・知らせた児童やそれぞれの家族の安心・安全に配慮する。 ・学校全職員で情報を共有するとともに、指導にあたる。 ・該当保護者に細やかに連絡する。 ・重大事態が発生したときは、速やかに教育委員会に報告し、対処を開始する。

給食費の集金について

桜の花がほころび、さわやかな季節となりました。給食運営につきましては、平素よりご理解ご協力を賜り感謝いたしております。

今年度の給食費の集金方法を以下のとおりとさせていただきます。何卒ご理解いただき、振替日までの通帳残高の確認等へのご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 1食単価について

1食単価 (税込)	月 額	備 考
円 265	円 5,000	265円×188回÷10ヵ月 ≒4,982円≒5,000円 2月集金で調整

※今年度も2月を調整月とさせていただきます。(3月は集金しません)

2. 運営費について

月々の給食費とは別途に、1年間の運営費として5月に100円を集金いたします。

3. 集金方法

- ・昨年度と同様に、口座引落、現金集金により8月を除いて1月まで定額で5,000円を集金します。
- ・振替日は毎月15日です。但し、土日祝の場合は、翌営業日に引き落とされます。
- ・2月は給食実施回数により計算し、差額分を集金します。

4. その他

長期に欠席される場合(1週間以上)は、担任にご連絡下さい。
1週間後から止めることができます。

昨年と同様、欠席者へのパン等のお届けは一切できませんので、ご了承ください。

その他

○学級集金について

- ・毎月15日頃を目安に学級集金をさせていただきます。
教材を中心とした物品購入のためです。
- ・集金袋か学級通信で、購入物品の内訳を明らかにします。
- ・每学期末には、会計報告を行います。
- ・年度末には、学級PTA役員代表者に学級会計の監査を受けます。

○学校物品の破損事案について

- ・万が一、児童の行為によって学校の窓ガラス・その他物品が破損してしまった場合、事情によっては、ご家庭に代金全額または一部の負担をお願いする場合があります。よく事情を確かめた上でご相談申し上げますので、何卒ご協力をお願いいたします。
- ・負担をお願いする場合は、損害保険等に加入していると適用できます。加入についてのご確認をお願いします。

○ご家庭での留意事項について

- ・子どもたちの健やかな成長のために、南小学校は、津山西中学校・鶴山中学校区内の小・中学校と連携を深め、共通行動をとっています。
- ・学校では、「南の子10の約束」を守る取組を進めています。守るためにはご家庭の協力が不可欠です。是非ともご協力ください。
- ・ご家庭では、ゲーム・スマホ・タブレット・テレビ・等メディア画面に触れる時間を少なくし、家庭学習・家庭読書の充実や、会話・スキンシップ・お手伝い等、家族団らんの時間を増やすようお願いいたします。
- ・学校からの配付物には目を通し、大切に保管してください。
- ・PTAでも「ヘルメット着用運動」を推進しています。児童が自転車に乗るときには、必ずヘルメットを着用させてください。ヘルメットは、ホームセンターや自転車販売店で購入できます。「自分の身を守る」という大切な習慣を身に付けさせましょう。
- ・学校と家庭が手を取り合い、大切な子どもを育てましょう。